

実施 令和7年5月21日

（事業の目的）

第1条 外ヶ浜町は、町内事業所との連携によるインターン（就業体験）事業（以下「インターン」という。）を実施することにより、町内事業所への就職希望者が、就業体験をとおして、職業選択及び就職活動における志望業種・職種の決定に活かすとともに、町内事業所への理解を深めることによる就職促進と就職後の職場適応力を高めることを目的として実施する。

（インターン参加希望者）

第2条 希望者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （1） 高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生または16歳以上のもの。
- （2） インターンにあたって次のことを順守するもの。
 - ① インターン実施期間の満了まで実習の実施に努めること。
 - ② インターン受入の町内事業所の就業規則等を尊重し、当該事業所の担当者の指導・指示に従い誠実に実習を行うこと。
 - ③ 故意により、インターン受入の町内事業所または第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

（インターン受入の町内事業所の実施要件）

第3条 事業所は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （1） 町内に事業所を有する法人・個人事業主
- （2） 本事業の趣旨を理解した人材育成意欲のある法人・個人事業主
- （3） 本事業で、町との連絡調整を誠実にを行う法人・個人事業主

（実施期間・時期）

第4条 インターン実施期間及び時期については、次のとおりとする。

- （1） 実施期間（原則） 5日以内
- （2） 実施時期（原則） 町内事業所によるインターン受入可能期間

（インターン受入の町内事業所の申込手続）

第5条 インターン受入を希望する町内事業所は、「インターン受入希望申込書（活動計画書）」より町へ申込みものとする。

（インターン受入事業所の決定等）

第6条 インターンの内容は、前条に規定する「(様式1) インターン受入希望申込書（活動計画書）」に基づき行うものとし、町は、提出された申込書の内容を考慮し、受入事業者を決定する。
2 インターン参加希望者の募集は、受入事業者で行うほか、町も必要に応じて協力をするものとする。

（インターン参加申込手続）

第7条 インターン参加希望者は、インターン受入事業所等に申込手続きをするものとする。

（実習中の事故等への対応）

第8条 本事業での事故等については、町内事業所の責任において対応することとする。

（インターン実施の経費負担）

第9条 インターン実施の経費は、インターン受入事業者の負担とするが、町はその一部を1事業所あたり55,000円（税込）を上限に、「(様式2) インターン実施委託契約」を締結して事業者を支払うことができる。

（インターン終了報告）

第10条 インターン受入を終了した場合は、「(様式3) インターン終了報告書」を速やかに町へ提出することとする。

(その他)

第11条 本要項に定めるほか、必要な事項については、町及び町内事業所との協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年5月21日から施行する。